

教育委員会定例会事項書

令和5年12月22日(金)
10:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大森委員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 請願

請願の処理について

4 議題

- 議案第 35号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 37号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 38号 職員の人事異動（市町立小中学校）について

5 報告題

- 報告 1 令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について
報告 2 紀南地域新高等学校の校名について
報告 3 三重県立夜間中学の校名について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和5年11月27日(月)

開会 10時00分

閉会 11時18分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第31号 令和6年度教職員人事異動基本方針について

議案第32号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第33号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

議案第34号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第7号)(教育委員会関係)について

5 請願陳情の付議の結果

請願8 三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての請願について

請願9 部活動の活動時間実績等の記録を求める請願について

請願10 部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願について

請願11 PTAへの無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について

請願12 三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願について

請願8、請願9、請願10、請願11、請願12については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

報告2 「三重県立夜間中学設置基本方針(仮称)」中間案について

報告3 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について

報告4 令和6年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 1 3

兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請13	令和4年9月22日	(件名) 兼職兼業を行うこととを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 大原 敦子 三重県津市寿町7一 50	<p>休日の地域クラブ活動に従事することを希望する場合には、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、服務を監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要です。</p> <p>兼職兼業については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(R3.2.17 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)により、許可の判断を行う際の留意すべき事項として、「学校運営に支障がないこと」が示されています。兼職兼業の許可に際しては、校務の遂行に支障がないことが前提になるため、地域クラブ活動の指導者として兼職兼業を行うことを理由に、教職員に対して校務分掌の軽減を行わないこと。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といたします。</p>

2022年9月22日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

兼職兼業を行うことを理由とした校務の負担軽減を行わないことを求める請願

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

地域部活動の指導者等として兼職兼業を行うことを理由に、教職員に対して校務分掌の軽減を行わないことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

今年8月9日に文化庁にて「文化部活動の地域移行に関する検討会議(第7回)」が開かれました。その中で一般社団法人全日本吹奏楽連盟の石津谷治法理事長が「『文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)』に対する意見書」の中で「兼職兼業を希望する教師に対しては、兼職兼業に従事する時間や内容に相当する分の校務分掌を軽減するなどの配慮が必要である。」といった見解を示しています。

兼職兼業は本務に支障がない範囲で行うのが当然であり、兼職兼業をしたいからという理由で本務の軽減を求めるということは教職員の本務を履き違えた問題のあることです。このような意見が受け入れられるようなことがあってはならないのは当然のことです。

教職員の中にも部活動に熱中するあまり、本務を疎かにする者がいることは確かです。三重県立高等学校においても「授業なんてどうでもいい」「授業時間50分のうち40分を雑談に費やせばいい」「ここ半年授業準備なんとしたことがない(半年前にも同じ発言をしている)」「授業の指示だけ与えて体育教官室でコーヒータイムにした」「授業をするのが面倒だからDVDを購入してもらって、生徒に見せた」「授業をするのが面倒だから学校図書館で生徒に自習させた」「授業なんて午前中だけにして、残りは全部部活にしたらいい」など、授業を軽視していることを笑い話として話す教職員がいるのを、日々教育現場で働く我々は見てきています。彼らが自身の考えに同調せず、部活動のことを最優先に考えない教職員に対してパワーハラスメントを行う場面も見てきています。このような振舞いに対し、我々は教育関係者として強い憤りを覚えるとともに、大変悲しく思っています。本務を履き違えている者の言いなりになって、学校教育が進むべき道を誤ってはならないと思います。

以上の理由から、地域部活動の指導者等として兼職兼業を行うことを理由に、教職員に対して校務分掌の軽減を行わないことを求めます。

請願 14

身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請
願
文
書

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 14	令和 4 年 10 月 20 日	(件名) 身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願書	みえ教育ネットワーク教職員ユニオン委員長 大原 敏子 三重県津市寿町 7-50 (要旨)	<p>県立学校において、身体的露出を強制している教育活動はありません。</p> <p>例示のあつた、県立神戸高等学校では、体育祭の中で行われている「神高体操」において、一部の生徒が上半身裸で取り組んだ事例はありますか、強制したものではありません。</p> <p>また、県立学校では、個人面談やアンケートなどの機会に、生徒が不快に思うことなどについても聞き取りを行い、対応をしているところです。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といったいしたこと。</p>

2022年10月20日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

身体的露出を要する教育活動の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敏子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立学校において、身体的露出を要する教育活動の見直しを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

福岡県内の高校では、上半身裸で体操することが求められる場合があり、そのことについて、高校生たちから「やめてほしい」と声が上がっていることが西日本新聞によって報じられました。上半身裸で体操をするとなると、それをする生徒はもちろんのこと、その様子を見る生徒たちまでもが恥ずかしい思いをして無理はありません。福岡県の事例では、上半身の露出は「強制ではない」と学校側が主張しているようですが、実際には高校生たちの多くが「嫌だ」と言えずにいる様子が思い浮かびます。また、現在、学校教育は性の多様性について、より一層の配慮が求められています。学校側に「男子」とみなされた生徒は上半身裸で踊るのが当然だと取り扱われることがあってはなりません。このような教育活動は、高校生たちに対し、本来味合わなくてもよい、不快な思いを味わせるとともに、高校生たちの尊厳を踏みにじってしまっているのであり、「教育の自由」を主張することで片づけてはならないと考えます。

たとえば三重県立神戸高等学校では男子生徒たちが上半身裸で「神高体操」に取り組んでいます。こうした身体的露出を求められることに対して抵抗を感じる高校生はきっと少なくないことだと思います。身体的露出の強制がなかったとしても、身体的露出を要する教育活動を実施すること自体が配慮に欠けていると思います。

教育には時代を超えて通じる大切なものがあると思います。一方で、伝統として行われてきた教育活動であっても、本当にそれが教育のあり方として適切なのかについて、目に向けることも大切であると感じます。私たちには教育活動を行う上で身体的露出が本当に必要であるとは思えません。高校生たちの尊厳を守るために、身体的露出の伴う教育活動の取りやめなどを検討していただきたいと願っています。

請願 15

部活動のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請 15	令和 4 年 11 月 5 日	(件名) 部活動のあり方の 見直しを求める請 願書 (要旨) 休日部活動を廃止 すること、専門性を 有しない教員が部 活動指導を行わない ようにすること。	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン委 員長 大原 敦子 三重県津市寿町 7- 50	<p>三重県部活動ガイドラインでは、「指導者は、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定すること」「過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定すること」としています。</p> <p>休日も含めて適切な部活動を行うことを求めていますが、休日の部活動を禁止するものではありません。</p> <p>学習指導要領では、部活動について「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」「地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと」と示されています。</p> <p>活動経験や指導経験がない教員であっても、技術的な指導を部活動指導員や部活動ボーター等の外部人材に任せたり、ICTを利用した動画や遠隔による指導等を活用することは可能です。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といったい。</p>

2022年11月5日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動のあり方の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教員ユニオン

委員長 大原 敏子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

「休日部活動を廃止すること」「専門性を有しない教員が部活動指導を行わないようにすること」の2点を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現行の中学校・高等学校学習指導要領の「総則」で示された学校運営上の留意事項では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする」と記述されています。学習指導要領は法的拘束力をもつものであり、当然ながら教育課程外の学校教育活動である部活動は学校教育活動との関連が図られる必要があり、教育課程内の学校教育活動と同様、学校の稼業日にのみ行われるのが本来のあるべき姿だと考えます。現在休日部活動の地域化について議論されていますが、教育課程との関連を図って部活動を実施するというのであれば、休日部活動は本来地域化する必要はなく、ただ廃止すればいいだけのことのはずです。そもそも学校週5日制が始まると、土曜日や日曜日における多様な学校外活動を提供するという話でしたし、また、平日の学校稼業期間によいパフォーマンスを行うために休日があるのあって、休日まで部活動を行えば、生徒は平日の学習にも悪影響を及ぼされかねません。休日が設定されている意義に照らし合わせてみても、休日部活動はないのが当然でなければおかしいはずです。休日部活動はただちに廃止すべきです。

教員が休日に校務等をしても無賃である一方で、部活動指導なら特殊勤務手当が発生するようになっていることからも、部活動は治外法権というべき立場を取り続けてきました。休日部活動をなくすことでのようなおかしさを清算していくことも併せて大切であると考えます。

ところで、職務命令で命ずることができる「教員の本務」とは「生徒に対する教科指導、生徒指導など免許状で専門性を公証したもの」「学校運営上必要な校務分掌（生徒を対象としないもの）」にとどまります。競技等未経験の教員が部活動指導に当たることは専門性の保障という観点からして問題があるといえます。部活動と教育課程との関連を図るために、たとえば運動部であれば、顧問は保健体育の教育課程内容について踏み込んだ理解も必要になります。こうした専門性や理解を有しない者が部活動指導に当たることは不適切です。

ところで「部活動には授業などでは得られない価値がある」といった主張がされることもありますが、それは教育課程との関連の否定であるとも言えますし、部活動であれば備わっている普遍的価値があるというのであれば、活動日数・時間が少ない部活動であってもそれを得られているということになります。平日以外まで部活動をする必要性がないともいえます。

以上のことから、「休日部活動を廃止すること」「教員が部活動指導を行わないようにすること」の2点を求めます。

議案第35号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年十一月二十一日) 第111号
111章県人事委員会規則
111章県教育委員会規則

の一部を次のとおり改定する。

次の表の改訂前欄に記載する規定を同様の改訂後欄に記載する規定に替えて下表のとおりとする。

改 正 後				改 订 前			
別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表				別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表			
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	特2級	3級		2級	特2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	25		1	46	26		1
47	26		1	47	27		1
48	26		1	48	28		1
49	27		1	49	29		1
50	27		1	50	29		1
51	28		1	51	30		1
52	28		1	52	30		1
53	29		1	53	31		1
54	29		2	54	31		2
55	30		3	55	32		3
56	30		4	56	32		4
57	31		5	57	33		5
58	31		6	58	33		6
59	32		7	59	33		7
60	32		8	60	34		8
61	33		9	61	34		9
62	33		10	62	34		10
63	34		11	63	35		11
64	34		12	64	35		12
65	35		13	65	35		13
66	35		14	66	36		14
67	36		15	67	36		15
68	36		16	68	36		16
69	37		17	69	37		17
70	37		18	70	38		18
71	38		19	71	39		19
72	38		20	72	40		20
73	39		21	73	41		21
74	39		22	74	41		22
75	40		23	75	42		23
76	40		24	76	42		24
77	41		25	77	43		25
78	41		26	78	43		26
79	42		27	79	44		27
80	42		28	80	44		28
81	43		29	81	45		29
82	43		30	82	45		30
83	44		31	83	46		31
84	44		32	84	46		32
85	45		33	85	47		33
86	45		34	86	47		34
87	46		35	87	48		35
88	46		36	88	48		36
89	47		37	89	49		37
90	47		38	90	49		38
91	48		39	91	50		39
92	48		40	92	50		40
93	49		41	93	51		41
94	49		42	94	51		42
95	50		43	95	52		43
96	50		44	96	52		44
97	51		45	97	53		45
98	51		45	98	53		46

99	52
100	52
101	53
102	53
103	54
104	54
105	55
106	55
107	56
108	56
109	57
110	57
111	57
112	57
113	58
114	58
115	58
116	58
117	59
118	59
119	59
120	59
121	60
122	60
123	60
124	60
125	61
126	61
127	61
128	61
129	61
130	61
131	62
132	62
133	62
134	62
135	62
136	62
137	63
138	63
139	63
140	63
141	63
142	63
143	64
144	64
145	64
146	64
147	64
148	64
149	65
150	65
151	66
152	66
153	67

46	
46	
47	
47	
48	
48	
49	
49	
50	
50	
51	
51	

99	54
100	54
101	55
102	55
103	56
104	56
105	57
106	57
107	57
108	58
109	58
110	58
111	59
112	59
113	59
114	60
115	60
116	60
117	61
118	61
119	61
120	61
121	61
122	62
123	62
124	62
125	62
126	62
127	63
128	63
129	63
130	63
131	63
132	64
133	64
134	64
135	64
136	64
137	65
138	65
139	65
140	65
141	65
142	66
143	66
144	66
145	66
146	66
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68

47	
48	
49	
49	
50	
50	
51	
51	

備考 (略)

口 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	37	1		
47	38	1		
48	38	1		
49	39	1		
50	39	2		
51	40	3		

備考 (略)

口 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	38	1		
47	39	1		
48	40	1		
49	41	1		
50	41	2		
51	41	3		

52	40
53	41
54	41
55	42
56	42
57	43
58	43
59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	53
80	54
81	54
82	54
83	55
84	55
85	55
86	56
87	56
88	56
89	57
90	57
91	58
92	58
93	59
94	59
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64
113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66

4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	

52	42
53	42
54	42
55	43
56	43
57	43
58	44
59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	58
87	59
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62
95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67

4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	

68	36	52	30	40
69	37	53	30	40
70	37	53	30	40
71	38	54	31	40
72	38	54	31	41
73	39	55	31	41
74	39	55	32	41
75	40	56	32	41
76	40	56	32	41
77	41	57	33	42
78	41	57	33	42
79	41	57	33	42
80	42	58	33	42
81	42	58	34	42
82	42	58	34	43
83	43	59	34	43
84	43	59	34	43
85	43	59	35	43
86		60	35	
87		60	35	
88		60	35	
89		60	36	
90		60	36	
91		61	36	
92		61	36	
93		61	37	
94		61	37	
95		61	37	
96		62	37	
97		62	37	
98		62	37	
99		62	38	
100		62	38	
101		63	38	
102		63	38	
103		63	38	
104		63	38	
105		63	39	
106			39	
107			39	
108			39	
109			39	
110			39	
(略)			(略)	

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
54	21	37	38		
55	22	38	39		
56	22	38	40		
57	23	39	41		
58	23	39	42		
59	24	40	43		
60	24	40	44		
61	25	41	45		
62	25	42	45		
63	26	43	45		
64	26	44	46		
65	27	45	46		
66	27	45	46		
67	28	46	47		
68	28	46	47		
69	29	47	47		
70	29	47	48		
71	29	48	48		
72	30	48	48		

68	38	52	30	40
69	39	53	31	40
70	39	53	31	41
71	40	54	32	41
72	40	54	32	41
73	41	55	33	41
74	41	55	33	42
75	42	56	33	42
76	42	56	33	42
77	43	57	34	42
78	43	57	34	43
79	44	58	34	43
80	44	58	34	43
81	45	59	35	43
82	45	59	35	44
83	46	60	35	44
84	46	60	35	44
85	47	61	36	44
86		61	36	
87		61	36	
88		61	36	
89		61	37	
90		61	37	
91		61	37	
92		62	37	
93		62	37	
94		62	37	
95		62	38	
96		62	38	
97		62	38	
98		62	38	
99		63	38	
100		63	38	
101		63	38	
102		63	39	
103		63	39	
104		63	39	
105		63	39	
106			39	
107			39	
108			39	
109			40	
110			40	
(略)			(略)	

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
54	22	38	38		
55	23	39	39		
56	24	40	40		
57	25	41	41		
58	25	41	42		
59	25	42	43		
60	26	42	44		
61	26	43	45		
62	26	43	45		
63	27	44	45		
64	27	44	46		
65	27	45	46		
66	28	45	46		
67	28	46	47		
68	28	46	47		
69	29	47	47		
70	29	47	48		
71	30	48	48		
72	30	48	48		

73	30	49	49
74	30	49	49
75	31	49	49
76	31	49	50
77	31	49	50
78	32	50	50
79	32	50	51
80	32	50	51
81	33	50	51
82	33	50	52
83	33	51	52
84	34	51	52
85	34	51	53
86	34	51	53
87	35	51	53
88	35	52	53
89	35	52	54
90	36	52	54
91	36	52	54
92	36	52	54
93	37	53	55
94		53	55
95		53	55
96		53	55
97		53	55
98		54	55
99		54	55
100		54	56
101		54	56
102		54	56
103		55	56
104		55	56
105		55	56
106		55	56
107		55	57
108		56	57
109		56	57
110		56	57
111		56	57
112		56	57
113		56	57
114		56	
115		56	
116		56	
117		57	
118		57	
119		57	
120		57	
121		57	
122		57	
123		57	
124		57	
125		57	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

73	31	49	49
74	31	49	49
75	32	49	49
76	32	49	50
77	33	50	50
78	33	50	50
79	34	50	51
80	34	50	51
81	35	51	51
82	35	51	52
83	36	51	52
84	36	51	52
85	37	52	53
86	37	52	53
87	38	52	53
88	38	52	53
89	39	53	54
90	39	53	54
91	40	53	54
92	40	53	54
93	41	53	55
94		54	55
95		54	55
96		54	55
97		54	55
98		54	56
99		55	56
100		55	56
101		55	56
102		55	56
103		55	57
104		56	57
105		56	57
106		56	57
107		56	57
108		56	58
109		56	58
110		57	58
111		57	58
112		57	58
113		57	59
114		57	
115		57	
116		58	
117		58	
118		58	
119		58	
120		58	
121		58	
122		59	
123		59	
124		59	
125		59	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けた いた号給	降 格 後 の 号 級			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)	
25	46	49(77)		
26	48	50(78)		
27	50	51(79)		
28	52	52(80)		
29	54	53(81)		
30	56	54(82)		
31	58	55(83)		

降格した 日の前日 に受けた いた号給	降 格 後 の 号 級			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)	
25	45	49(77)		
26	46	50(78)		
27	47	51(79)		
28	48	52(80)		
29	50	53(81)		
30	52	54(82)		
31	54	55(83)		

32	<u>60</u>	56(84)
33	<u>62</u>	57(85)
34	<u>64</u>	58(86)
35	<u>66</u>	59(87)
36	<u>68</u>	60(88)
37	<u>70</u>	61(89)
38	<u>72</u>	62(90)
39	<u>74</u>	63(91)
40	<u>76</u>	64(92)
41	<u>78</u>	65(93)
42	<u>80</u>	66(94)
43	<u>82</u>	67(95)
44	<u>84</u>	68(96)
45	<u>86</u>	69(98)
46	<u>88</u>	70(100)
47	<u>90</u>	71(102)
48	<u>92</u>	72(104)
49	<u>94</u>	73(105)
50	<u>96</u>	74(106)
51	<u>98</u>	75(107)
52	<u>100</u>	76(108)
53	<u>102</u>	77(110)
54	<u>104</u>	78(112)
55	<u>106</u>	79(114)
56	<u>108</u>	80(116)
57	<u>112</u>	81(125)
58	<u>116</u>	82(134)
59	<u>120</u>	83(142)
60	<u>124</u>	84(145)
61	<u>130</u>	85(145)
62	<u>136</u>	86(145)
63	<u>142</u>	87(145)
64	<u>148</u>	88(145)
65	<u>150</u>	89(145)
66	<u>152</u>	90(145)
67	<u>153</u>	91(145)
(略)	(略)	(略)

32	<u>56</u>	56(84)
33	<u>59</u>	57(85)
34	<u>62</u>	58(86)
35	<u>65</u>	59(87)
36	<u>68</u>	60(88)
37	<u>69</u>	61(89)
38	<u>70</u>	62(90)
39	<u>71</u>	63(91)
40	<u>72</u>	64(92)
41	<u>74</u>	65(93)
42	<u>76</u>	66(94)
43	<u>78</u>	67(95)
44	<u>80</u>	68(96)
45	<u>82</u>	69(97)
46	<u>84</u>	70(98)
47	<u>86</u>	71(99)
48	<u>88</u>	72(100)
49	<u>90</u>	73(102)
50	<u>92</u>	74(104)
51	<u>94</u>	75(106)
52	<u>96</u>	76(108)
53	<u>98</u>	77(110)
54	<u>100</u>	78(112)
55	<u>102</u>	79(114)
56	<u>104</u>	80(116)
57	<u>107</u>	81(119)
58	<u>110</u>	82(128)
59	<u>113</u>	83(142)
60	<u>116</u>	84(145)
61	<u>121</u>	85(145)
62	<u>126</u>	86(145)
63	<u>131</u>	87(145)
64	<u>136</u>	88(145)
65	<u>141</u>	89(145)
66	<u>146</u>	90(145)
67	<u>151</u>	91(145)
(略)	(略)	(略)

□ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受け ていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)	
14	<u>22</u>	50(62)		
15	<u>23</u>	51(63)		
16	<u>24</u>	52(64)		
17	<u>25</u>	53(65)		
18	<u>26</u>	54(66)		
19	<u>27</u>	55(67)		
20	<u>28</u>	56(68)		
21	<u>29</u>	57(69)		
22	<u>30</u>	58(70)		
23	<u>31</u>	59(71)		
24	<u>32</u>	60(72)		
25	<u>33</u>	61(73)		
26	<u>34</u>	62(74)		
27	<u>35</u>	63(75)		
28	<u>36</u>	64(76)		
29	<u>37</u>	65(77)		
30	<u>38</u>	66(78)		
31	<u>39</u>	67(79)		
32	<u>40</u>	68(80)		
33	<u>41</u>	69(81)		
34	<u>42</u>	70(82)		
35	<u>43</u>	71(83)		
36	<u>44</u>	72(84)		
37	<u>46</u>	73(85)		

□ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受け ていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)	
14	<u>21</u>	50(62)		
15	<u>23</u>	51(63)		
16	<u>24</u>	52(64)		
17	<u>25</u>	53(65)		
18	<u>26</u>	54(66)		
19	<u>27</u>	55(67)		
20	<u>28</u>	56(68)		
21	<u>29</u>	57(69)		
22	<u>30</u>	58(70)		
23	<u>31</u>	59(71)		
24	<u>32</u>	60(72)		
25	<u>33</u>	61(73)		
26	<u>34</u>	62(74)		
27	<u>35</u>	63(75)		
28	<u>36</u>	64(76)		
29	<u>37</u>	65(77)		
30	<u>38</u>	66(78)		
31	<u>39</u>	67(79)		
32	<u>40</u>	68(80)		
33	<u>41</u>	69(81)		
34	<u>42</u>	70(82)		
35	<u>43</u>	71(83)		
36	<u>44</u>	72(84)		
37	<u>45</u>	73(85)		

38	48	74(86)
39	50	75(87)
40	52	76(88)
41	54	77(89)
42	56	78(90)
43	58	79(91)
44	60	80(92)
45	62	81(93)
46	64	82(94)
47	66	83(95)
48	68	84(96)
49	70	85(97)
50	72	86(98)
51	74	87(99)
52	76	88(100)
53	79	89(101)
54	82	90(102)
55	85	91(103)
56	88	92(104)
57	90	93(106)
58	92	94(108)
59	94	95(110)
60	96	96(112)
61	100	97(113)
62	104	98(114)
63	108	99(115)
64	112	100(116)
65	116	101(118)
66	120	102(120)
67	124	103(122)
68	125	104(124)
69	125	105(125)
70	125	106(126)
71	125	107(127)
72	125	108(128)
73	125	109(130)
74	125	110(152)
75	125	111(156)
(略)	(略)	(略)

38	46	74(86)
39	47	75(87)
40	48	76(88)
41	51	77(89)
42	54	78(90)
43	57	79(91)
44	60	80(92)
45	62	81(93)
46	64	82(94)
47	66	83(95)
48	68	84(96)
49	70	85(97)
50	72	86(98)
51	74	87(99)
52	76	88(100)
53	78	89(101)
54	80	90(102)
55	82	91(103)
56	84	92(104)
57	85	93(105)
58	86	94(106)
59	87	95(107)
60	88	96(108)
61	91	97(110)
62	94	98(112)
63	97	99(114)
64	100	100(116)
65	107	101(117)
66	114	102(118)
67	121	103(119)
68	125	104(120)
69	125	105(122)
70	125	106(124)
71	125	107(126)
72	125	108(128)
73	125	109(130)
74	125	110(150)
75	125	111(155)
(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けた いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	46	41	61	41
26	48	42	62	42
27	50	43	63	43
28	52	44	64	44
29	54	45	67	45
30	56	46	70	46
31	58	47	73	47
32	60	48	76	48
33	62	49	80	51
34	64	50	84	54
35	66	51	88	57
36	68	52	92	60
37	70	53	98	62
38	72	54	104	64
39	74	55	110	66
40	76	56	113	71
41	79	57	113	76
42	82	58	113	81
43	85	59	113	85
44	85	60	113	85
45	85	61	113	85
46	85	62	113	85
47	85	63	113	85

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けた いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	45	41	61	41
26	46	42	62	42
27	47	43	63	43
28	48	44	64	44
29	50	45	66	45
30	52	46	68	46
31	54	47	70	47
32	56	48	72	48
33	58	49	76	50
34	60	50	80	52
35	62	51	84	54
36	64	52	88	56
37	66	53	94	59
38	68	54	101	62
39	70	55	108	65
40	72	56	113	69
41	74	57	113	73
42	76	58	113	77
43	78	59	113	81
44	80	60	113	85
45	82	61	113	85
46	84	62	113	85
47	85	63	113	85

54	93	<u>102</u>	92
55	93	<u>107</u>	<u>99</u>
56	93	<u>116</u>	<u>106</u>
57	93	<u>125</u>	<u>113</u>
58	93	<u>125</u>	<u>113</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

54	93	<u>98</u>	92
55	93	<u>103</u>	<u>97</u>
56	93	<u>109</u>	<u>102</u>
57	93	<u>115</u>	<u>107</u>
58	93	<u>121</u>	<u>112</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 ハ)の規則は、公布の日から施行し、ト)の規則による改正後の別表第七及び別表第八の規定は、令和五年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和五年四月一日からハ)の規則の施行日の前日までの間ににおいて、新たに給料表の適用を受けるト)がいつた職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のわった職員のうち、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下ト)の項において「改正後の規則」ハ)の規定による号給及びト)の規定による改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下ト)の項において「改正前の規則」ハ)の規定による号給に達した職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかるす、ハ)の規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 ハ)の規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間ににおいて、新たに給料表の適用を受けるト)がいつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のわった職員(個別に三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して号給を決定するト)がいつた職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例ハ)のとができる。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、昇格時号給対応表等の改正を行うものである。

2 改正内容

給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第36号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。
一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の一百十以内	一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の一百以内
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百以内	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十五以内

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。
一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の一百五以内	一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の一百十以内
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十・七・五以内	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百以内

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和五年十一月一日から適用する。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改めるものである。

2 改正内容

勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

	現 行	① R5.12月期	② R6年度以降
再任用職員以外の職員	200/100 以内	210/100 以内	205/100 以内
再任用職員	95/100 以内	100/100 以内	97.5/100 以内

3 施行期日等

- ①については、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。
- ②については、令和6年4月1日から施行する。

議案第37号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年12月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第五号）の一部を次のとおりに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に替えて示すとおりに改正する。

改 正 後	改 正 前
公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則 (趣旨)	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 (趣旨)
第一条 ハの規則は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）以下「条例」という。に基づき、職員の報酬、費用弁償及び期末手当及び勤労手当に関する規定を定めるものとする。	第一条 ハの規則は、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）以下「条例」という。に基づき、職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規定を定めるものとする。
第十四条 条例第六条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。	第十四条 条例第六条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、期末手当を支給しない。
一・二 (略)	一・二 (略)
四 その退職の後基準日までの間ににおいて、次に掲げる者となつたもの	四 その退職の後基準日までの間ににおいて、次に掲げる者となつたもの
イ (略)	イ (略)
ロ 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）以下「会計年度任用職員条例」という。の適用を受ける職員（期末手当の支給対象者に限る。）	ロ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）以下「会計年度任用職員条例」という。の適用を受ける職員（期末手当の支給対象者に限る。）
ハ (略)	ハ (略)
第十六条 削除 (期末手当基礎額及び勤労手当基礎額)	第十六条 条例第六条第一項の規則で定める日は、期末手当規則第十四条に定める日とする。 (期末手当基礎額)
第十七条 条例第六条第一項の規則で定める額（次項において「期末手当基礎額」という。）及び条例第七条第一項の規則で定める額（次項において「勤労手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。	第十七条 条例第六条第一項の規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。
一・二 (略)	一・二 (略)
2 前項各号の規定により算出された期末手当基礎額又は勤労手当基礎額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (期末手当に係る在職期間の通算)	2 前項各号の規定により算出された期末手当基礎額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (在職期間の通算)
第二十条 (略) (勤労手当の支給対象外職員)	第二十条 (略) (略)
第二十条の二 条例第七条第一項前段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第二十条の二 条例第七条第一項第一号又は第一号に掲げる職員
一 第十二条第一項第一号又は第一号に掲げる職員	二 期末手当規則第七条各号に掲げる職員
第二十条の二 条例第七条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、勤労手当を支給しない。	第二十条の二 条例第七条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員として、これらの職員には、勤労手当を支給しない。

	<p>一 第十四条第一号又は第一号に掲げる職員</p> <p>二 その退職し、又は死亡した日において、期末手当規則第七条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>三 その退職の後基準日までの間に、次に掲げる者に該当するもの</p> <p>イ 条例の適用を受ける職員（勤勉手当の支給対象者に限る。）</p> <p>ロ 会計年度任用職員条例の適用を受ける職員（勤勉手当の支給対象者に限る。）</p> <p>ハ 企業庁又は病院事業庁において、会計年度任用職員条例の適用の例による職員（勤勉手当の支給対象者に限る。）</p>
2	<p>第十五条の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>（勤勉手当の支給額率）</p> <p>第二十一条の四 条例第七条第一項の規則で定める場合は、次条に規定する職員の勤務期間による場合（同条において「期間率」という。）に第二十一条の八に規定する職員の勤務成績による場合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た値をもとする。</p> <p>（勤勉手当の期間率）</p>
	<p>第二十一条の五 期間率は、基準日以前六月以内の期間におけるその者の勤務期間の期末手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、同表に定める値をもとする。</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p>
2	<p>第二十一条の六 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（第二十三条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間を除く。）とする。</p> <p>前項の期間の算定については、期末手当規則第十一条第二項の規定を準用する。</p> <p>（勤勉手当に係る在職期間の算定）</p>
	<p>第二十一条の七 第二十一条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。</p> <p>前項の期間の算定については、前条第一項の規定により準用する期末手当規則第十一条第一項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>
	<p>第二十一条の八 成績率は、百分の一一百五の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>（期末手当及び勤勉手当の支給日）</p>
	<p>第二十一条の九 条例第六条第一項及び第七条第一項の規則で定める日は、期末手当規則第十四条に定める日とする。</p> <p>（休職者の報酬等）</p>
	<p>第二十二条 休職にされた職員は、別段の定めがない限り、いかなる報酬、期末手当及び勤勉手当も支給しない。</p> <p>第二十二条 休職にされた職員は、別段の定めがない限り、いかなる報酬及び期末手当も支給しない。</p>

2

(鑑)

2

兩處鑑印
(鑑)

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給に関する規定を整備するものである。

2 改正内容

(1) 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める。

【主な内容】

①支給対象外職員

- ・基準日現在において、任用されている職における任用期間が通算して6月に満たない職員
- ・基準日現在において、任用されている職における勤務時間が任用期間において1週間当たり平均15時間30分に満たない職員 など

②勤勉手当基礎額

- ・報酬日額（又は時間額）及び地域手当相当額の合計額を別に定める方法により月額に換算した額 など

③支給割合

- ・期間率に成績率を乗じて得た割合

④期間率

- ・勤務期間に応じた率（0～100/100）

⑤成績率

- ・205/100の範囲内で県委員会が定める率

⑥支給日

- ・6月30日及び12月10日

(2) 題名を「公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則」に改める。

(3) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

【参考】勤勉手当の支給額

[勤勉手当基礎額] × [期間率] × [成績率]

報告 1

令和 5 年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和 5 年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 1 月 22 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰について

1 表彰趣旨

県内の中学校・高等学校等の生徒・指導者及び学校が全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会、国民体育大会等において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰する。

2 表彰基準

以下に示す大会において、三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づき、個人競技で1位から3位まで・団体競技で1位から4位までに入賞した生徒、指導者及び学校対抗で1位から3位までに入賞した学校を表彰する。

- (1) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会
- (5) 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- (6) 全国聾学校陸上競技大会・卓球大会
- (7) 全日本視覚障害者柔道大会・全国盲学校フロアバーボール大会
- (8) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会

以下の基準を満たす生徒については、特別優秀選手として表彰する。

- (1) 当該年度（令和5年3月から令和6年2月まで・以下同じ）に開催された前述の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (2) 当該年度に開催された上記の大会のうち、同一大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。
- (3) 生徒が在学中（同一校種・複数年度）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で優勝を収めた生徒。

3 被表彰者及び表彰数

- (1) 特別優秀選手被表彰者一覧（P 4）・選手 13名
- (2) 被表彰者一覧（P 5～12）
- (3) 被表彰者数

【国民体育大会】

(団体の部)	9団体	・選手	33名	・指導者	9名
(個人の部)		・選手	12名	・指導者	7名

【全国障害者スポーツ大会】

(団体の部)	0団体	・選手	0名	・指導者	0名
(個人の部)		・選手	7名	・指導者	1名

【全国中学校体育大会】

(団体の部)	2校	・選手	30名	・指導者	2名
(個人の部)		・選手	9名	・指導者	4名

【全国高等学校総合体育大会】

(団体の部)	8校	・選手 62名	・指導者 8名
(個人の部)		・選手 17名	・指導者 10名

【全国高等学校選抜大会】

(団体の部)	2校	・選手 18名	・指導者 2名
(個人の部)		・選手 7名	・指導者 6名

○令和5年度総数

(団体の部)	21校/団体	・選手 143名	・指導者 21名
(個人の部)		・選手 52名	・指導者 28名
合 計	21校/団体	・選手 195名	・指導者 49名 (のべ)

過去の表彰件数

○令和4年度総数

(団体の部)	17校/団体	・選手 93名	・指導者 16名
(個人の部)		・選手 49名	・指導者 29名
合 計	17校/団体	・選手 142名	・指導者 45名 (のべ)

○令和3年度総数

(団体の部)	10校	・選手 91名	・指導者 11名
(個人の部)		・選手 24名	・指導者 17名
合 計	10校	・選手 115名	・指導者 28名 (のべ)

○令和2年度総数

新型コロナウィルス感染症の拡大により全国大会が開催されなかったことから、三重県高等学校体育大会で優勝した選手並びに学校を三重県知事特別表彰として表彰を行いました。

○令和元年度総数

(団体の部)	13校/団体	・選手 78名	・指導者 11名
(個人の部)		・選手 34名	・指導者 25名
合 計	13校/団体	・選手 112名	・指導者 36名 (のべ)

○平成30年度総数

(団体の部)	11校/団体	・選手 89名	・指導者 8名
(個人の部)		・選手 38名	・指導者 31名
合 計	11校/団体	・選手 127名	・指導者 39名 (のべ)

4 表彰式について

- (1) 日時 令和6年1月4日(木)
14:00から15:30まで
- (2) 会場 三重県庁講堂(津市広明町13番地)

令和5年度三重県優秀選手・指導者表彰

被表彰者一覧

三重県教育委員会

令和5年度三重県特別優秀選手賞 被表彰者一覧

1 曽野 雅（その みやび）・松阪商業高等学校・陸上競技

【成績】令和5年度全国高等学校総合体育大会（令和5年8月）

優勝 女子 やり投

特別国民体育大会（令和5年10月）

優勝 少年女子 やり投

2 佐々木蒼太（ささき そうた）・四日市中央工業高等学校・水泳（水球）

3 園田 晶悟（そのだ じょうご）・四日市中央工業高等学校・水泳（水球）

4 森田 隼平（もりた じゅんぺい）・四日市中央工業高等学校・水泳（水球）

【成績】令和3年度全国高等学校総合体育大会（令和3年8月）

優勝

特別国民体育大会（令和5年9月）

優勝 少年男子

5 本山 知苑（もとやま しおん）・四日市工業高等学校・テニス

6 水野 惺矢（みずの せいや）・四日市工業高等学校・テニス

【成績】令和3年度全国高等学校総合体育大会（令和3年8月）

優勝 男子 団体戦 ※本山 知苑

【成績】令和5年度全国高等学校総合体育大会（令和5年8月）

優勝 男子 団体戦

優勝 男子 個人戦・ダブルス

7 木村 眞大（きむら こうだい）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

8 櫻井 照大（さくらい てつた）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

9 中村 鷲斗（なかむら かいと）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

10 藤原 弘大（ふじわら ひろまさ）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

11 本田 路以（ほんだ ろい）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

12 白谷 柱誠 ジャック（しらたに ちゅそん ジャック）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

13 鈴木 栄矢（すずき しゅうや）・四日市メリノール学院中学校・バスケットボール

【成績】第52回全国中学校バスケットボール大会（令和4年8月）

優勝 男子

【成績】第53回全国中学校バスケットボール大会（令和5年8月）

優勝 男子

以上、13名

特別国民体育大会

NO. 2

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名／チーム名
水泳 (水球)	優勝 少年男子 選手 - 佐々木蒼太 園田 晶悟 森田 韋平 松田 弦皇 庄山 優 湯浅 心晴 尾上 黎真 園田 晴大 山本凌太郎 伊藤 絆夏 小坂 悠哩 指導者 - 川口 智央	四日市中央工業高等学校
ボウリング	優勝 少年女子 団体戦 選手 - 種瀬 楓華 ※1 中村 心 ※2 指導者 - 長田 陽介	※1 四日市農芸高等学校 ※2 朝明高等学校
テニス	2位 少年男子 団体戦 選手 - 丸本佳一郎 ※1 森下 元喜 ※2 指導者 - 佐山 天亮	※1 亀山高等学校 ※2 津高等学校
(ビーチバレー、ボルダリング)	2位 少年女子 選手 - 萩山 摺 林 姫鞠 指導者 - 金山 敦思	四日市商業高等学校
クライミング	3位 少年男子 選手 - 柏谷 玲央 ※1 吉田 賴弘 ※2 指導者 - 森岡 大生	※1 津工業高等学校 ※2 松阪高等学校
ソフトテニス	4位 少年女子 選手 - 牧野 夏音 横山りりか 指導者 - 清谷 真也	津商業高等学校
	3位 少年男子 ボルダリング 選手 - 杉本 侑翼 小林 隼翔 指導者 - 小林 春彦	近畿大学工業高等専門学校
	4位 少年男子 選手 - 井畠 夷大 伊藤 涼 中内 謙秀 若林 宝来 南 龍之介 指導者 - 玉川 裕司	三重高等学校
	4位 少年女子 選手 - 内田 真愛 林 美桜 青木 裕希 大橋 玲雨 岡 美志 指導者 - 村田 真紀乃	

【個人の部】

NO. 3

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名／チーム名
陸上競技	優勝 少年女子A 砲丸投 選手 - 世古 櫻紗 指導者 - 山本 浩武	松阪商業高等学校
	優勝 少年女子A やり投 選手 - 曽野 雅 指導者 - 山本 浩武	
	2位 少年成年男子共通 4×100mR 選手 - 緒方 英二 指導者 - 山口 明宏	鈴鹿中等教育学校
	2位 少年成年男子共通 4×100mR 選手 - 木田 充海 指導者 - 出口 義人	
	優勝 少年男子 67kg級スナッチ、2位 少年男子 67kg級クリーン＆ジャーク 選手 - 田島 佳 指導者 - 森 浩之	四日市中央工業高等学校
	3位 少年男子 81kg級クリーン＆ジャーク 選手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	
ウエイトリフティング	2位 少年男子 55kg級スナッチ 選手 - 山口 祐太 指導者 - 宮崎 彰也	四日市工業高等学校
	2位 少年男子 グレコローマンスタイル 65kg級 選手 - 小塙 虹 指導者 - 中田 陽	
	3位 少年男子 フリースタイル 71kg級 選手 - 神谷 樹生 指導者 - 中田 陽	いなべ総合学園高等学校
レスリング	2位 少年男子 個人ロードレース 選手 - 森下 圭祐 指導者 - 福永 真之	三重高等学校
	2位 少年 標準障害飛越 選手 - 真川 美衣	
	3位 少年 リレー 選手 - 山下 泰芽 真川 美衣	高田高等学校
自転車競技		
馬術		

特別全国障害者スポーツ大会

NO. 4

【個人の部】

	競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名	学校名／チーム名
陸上競技	優勝 男子 100m 障害区分04 年齢区分1部 選手 - 白木 倉史	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
	2位 男子 1500m 障害区分25 年齢区分1部 選手 - 澤木 良太	盲学校
	2位 女子 200m 障害区分22 年齢区分1部、3位 女子 100m 障害区分22 年齢区分1部 選手 - 西岡 波菜	特別支援学校 伊賀つばさ学園
	3位 男子 800m 障害区分27 年齢区分少年 選手 - 安田 和広	
	3位 女子 ソフトボール投 障害区分27 年齢区分少年 選手 - 木下 麻衣 指導者 - 若林 啓介	特別支援学校 東紀州くろしお学園
	優勝 男子 一般卓球 障害区分18 年齢区分少年 選手 - 和田 順斗	向陽台高等学校 古川学園キャンパス
	3位 男子 ボウリング 障害区分01 年齢区分少年 選手 - 竹花 和真	稻葉特別支援学校

令和5年度全国中学校体育大会

NO.5

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名												学校名/チーム名
バスケットボール												
第53回全国中学校バスケットボール大会												
優勝 男子												
選 手 - 岩瀬 あね 中村 かいた 山本 やまと 鈴木 すずき 指導者 - 山崎 おさむ												
木村 こうだい 藤原 弘大 青井 はるみ 仲見 ゆうだ 小林 ふうま 本田 ほんだ 鐘ヶ江咲人 かねがえさくと 小椋 はるい 櫻井 てつた 安田 やすだ 百谷 ひちや 桂誠 ジャック 旺太 あうた												
第53回全国中学校バスケットボール大会												
3位 女子												
選 手 - 中嶋 とわ 西山 ひなた 中城向日葵 なかしろひまわり 高橋 みく 指導者 - 稲垣 あい												
堀内優希奈 かきうち ゆきな 戸田 宇美 とだ うみ 佐藤 悠花 さとう ゆうか 安井 穂香 やすい ほのか 伊藤 千寛 いとう ちひろ 望月 咲来 もちづき さくら 小林 蘭 こばやし らん 蓬島 蒼 くぼしま あおい 野崎 愛瑛 のざき あい瑛 西山 咲音 にしやま さきね 坂本 慧心 さかもと えいじん												
四日市メリノール 学院中学校												

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名												学校名/チーム名
陸上競技												
第50回全日本中学校陸上競技選手権大会												
優勝 女子 砲丸投												
選 手 - 小川 りお 指導者 - 谷 洋樹 たに ようきゅう												志摩市立東海中学校
第50回全日本中学校陸上競技選手権大会												
2位 男子 200m												
選 手 - 泉 裕人 いずみ ひろと 指導者 - 野呂 京司 のろ きょうじ												伊勢市立五十鈴中学校
第50回全日本中学校陸上競技選手権大会												
3位 女子 4×100mR												
選 手 - 角田ルビイ かくだら ぶい 指導者 - 今村 和寛 いまむら かずひろ												伊勢市立小俣中学校
(競泳)												
第63回全国中学校水泳競技大会												
3位 女子 100mバタフライ												
選 手 - 奥田 真由 おくだ まゆ												津市立西橋内中学校
柔道												
第54回全国中学校柔道大会												
3位 男子 50kg級												
選 手 - 山科 裕紀 やましな ひろき 指導者 - 落合 真衣 オカヒタ まい												松阪市立三雲中学校
第54回全国中学校柔道大会												
3位 女子 48kg級												
選 手 - 瀬古 恋奈 せご れんない												松阪市武道館柔道教室

令和5年度全国高等学校総合体育大会

NO. 6

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名						学校名／チーム名
陸上競技 優勝 女子 学校対抗・総合、優勝 女子 学校対抗・フィールド競技 選手 - 曽野 雅世古 櫻紗 藤田 唯愛 坂山 成 川北海万梨 指導者 - 山本 浩武						松阪商業高等学校
テニス 優勝 男子 団体戦 選手 - 本山 知苑 水野 惇矢 間宮 友稀 森脇 央介 戌亥 一真 指導者 - 徳丸 真史						四日市工業高等学校
2位 女子 団体戦 選手 - 高山 摺 安高日渚莉 折坂 優羽 林 妃鞠 後藤 莜衣 指導者 - 金山 敦思						四日市商業高等学校
ソフトテニス 優勝 女子 団体戦 選手 - 内田 真愛 林 美桜 青木 裕希 大橋 玲雨 岡 美志 浦野はづき 離吉花菜実 田上深央里 指導者 - 村田真紀乃						三重高等学校
3位 男子 団体戦 選手 - 吉村 拓海 青木 路斗 板舛 康大 伊藤 漢 中内 謙秀 若林 宝来 南 龍之介 竹内 慶悟 指導者 - 玉川 裕司						
水泳（水球） 2位 選手 - 佐々木蒼太 園田 章悟 森田 篤平 松田 弦皇 庄山 優 湯浅 心晴 尾上 黎真 園田 晴大 山本凌太郎 伊藤 絆夏 小坂 悠哩 市川 皓己 指導者 - 山崎 唯 川口 智央						四日市中央工業高等学校
(体操競技) 3位 女子 団体戦 選手 - 岡村 真 鈴木 望未 片岡 麻美 龍田 裕奈 指導者 - 外村 和才						暁高等学校
ハンドボール 3位 女子 選手 - 安藤 萌花 上村 花瑠 孫田 汐 矢田 利菜 杉本 優空 森田 理世 田畠 楓音 田邊 舞 早川 陽菜 館 未来 高原みなみ 松岡 唯菜 森田 真帆 上村 瑞奈 指導者 - 蟹川 健司						四日市商業高等学校

【個人の部】

NO. 7

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名			学校名／チーム名
陸上競技			松阪商業高等学校
			鈴鹿中等教育学校
			稻生高等学校
			松阪商業高等学校
テニス			四日市工業高等学校
体操競技			暁高等学校
ボクシング			白山高等学校
相撲			宇治山田商業高等学校
アーチェリー			三重高等学校
(新)体操			高田高等学校

NO. 8

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名		学校名／チーム名
ウエイトリフティング	3位 男子 67kg級 スナッチ 選 手 - 田島 隆 指導者 - 森 浩之	四日市中央工業高等学校
	3位 男子 81kg級 クリーン&ジャーク 選 手 - 田島 宗 指導者 - 森 浩之	
レスリング	3位 女子 47kg級 選 手 - 川村 百花 指導者 - 丸山 祐司	四日市四郷高等学校
	3位 女子 68kg級 選 手 - 吉田 千沙都	
		白山高等学校

令和4年度全国高等学校選抜大会（令和5年3月）

NO. 9

【団体の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名							学校名／チーム名
第45回全国選抜高校テニス大会							四日市商業高等学校
優勝 女子団体戦 選 手 - 林 妃鞠 加藤 歌里 堤 咲弥 指導者 - 金山 敦思							
第45回全国選抜高校テニス大会							四日市工業高等学校
2位 男子団体戦 選 手 - 本山 知苑 森脇 央介 小林 大嵐 指導者 - 徳丸 真史							

【個人の部】

競技名・大会名・順位・種別・選手名・指導者名							学校名／チーム名
第39回全国高等学校体操競技選抜大会							暁高等学校
優勝 女子 個人総合、優勝 女子 段違い平行棒、2位 女子 ゆか、3位 女子 平均台 選 手 - 岡村 賢 指導者 - 外村 和才							
第39回全国高等学校体操競技選抜大会							久居高等学校
3位 女子 跳馬 選 手 - 鈴木 望未 指導者 - 外村 和才							
第34回全国高等学校ボクシング選抜大会兼JOCジュニアオリンピックカップボクシング大会							明野高等学校
2位 女子 ライト級 選 手 - 安達 星奈 指導者 - 片山太一郎							
第34回全国高等学校ボクシング選抜大会兼JOCジュニアオリンピックカップボクシング大会							四日市中央工業高等学校
3位 女子 バンタム級 選 手 - 山川 映舞 指導者 - 木島 勇喜							
第38回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会							四日市工業高等学校
2位 男子 67kg級 スナッチ 選 手 - 田島 佳 指導者 - 森 浩之							
第45回全国選抜高校テニス大会							四日市商業高等学校
3位 男子 個人戦 選 手 - 本山 知苑 指導者 - 徳丸 真史							
第45回全国選抜高校テニス大会							四日市商業高等学校
3位 女子 個人戦 選 手 - 林 妃鞠 指導者 - 金山 敦思							